

入国者収容所長 殿
地方入国管理局長 殿
地方入国管理局支局長 殿

法務省入国管理局長 和田雅樹
(公印省略)

被退去強制令書発付者に対する仮放免措置に係る適切な運用と動静監視強化の
更なる徹底について（指示）

退去強制令書が発付されたものの送還の見込みが立たない被収容者については、仮放免を許可することが適当でない者を除き、出入国管理及び難民認定法第54条に規定する仮放免を活用する一方、適正な仮放免の運用を担保するために被退令仮放免者の動静監視を強化し、仮放免の条件違反者や仮放免理由の消滅者等、仮放免を継続しておくことが適当ではない者については、仮放免の取消しや仮放免期間の延長不許可により再収容するなど、仮放免の適正化を図るとともに、速やかな送還に向けた準備を行うよう、平成28年9月28日付け法務省管警第202号「被退去強制令書発付者に対する仮放免措置に係る適切な運用と動静監視強化の徹底について」をもって指示しているところです。

ところで、近年、難民認定手続における濫用・誤用事案への対策が急務となっており、これら濫用・誤用的難民認定申請者に対して従来から講じている就労・在留制限措置を更に拡大すること等に係る難民認定事務取扱要領の一部改正については、平成30年1月12日付け法務省管総第82号により通達したところです。

そこで、上記措置の実施を踏まえ、仮放免に係る具体的運用方針について、別添のとおり定めたので、今後、当面の間は同運用方針に従い、仮放免の適切かつ厳格な運用に努めるよう指示します。

添付物
仮放免運用方針

1部

仮放免運用方針

1 仮放免の運用の原則

(1)

ア

(注1)

(注2)

イ

(2) 仮放免を許可することが適当とは認められない者

仮放免を許可することが適当とは認められない者（注3）は、送還の見込みが立たない者であっても収容に耐え難い傷病者でない限り、原則、送還が可能となるまで収容を継続し送還に努める。

（注3）「仮放免を許可することが適当とは認められない者」とは、次に掲げる者又はそれらに相当する者をいい、特に①から④に該当する者については、重度の傷病等、よほどの事情がない限り、収容を継続する。

① 殺人、強盗、人身取引加害、わいせつ、薬物事犯等、社会に不安を与えるよう

令和3年3月6日の名古屋出入国在留管理局被収容者死亡事案に関する調査状況
(中間報告)

第1 序

1 事案の発生及び調査チーム設置の経緯

令和3年3月6日、名古屋出入国在留管理局（以下「名古屋局」という。）の収容施設に収容されていた被収容者（30歳代女性、スリランカ国籍。以下「A」という。）が死亡する事案（以下「本件」という。）が発生した。

Aについては、令和3年1月以降、複数回にわたり、庁内診療室における嘱託非常勤医師による診療及び外部の病院における診療が実施されており、このような医療的対応をしていた状況において死亡に至ったものであるところ、同年3月9日、法務大臣から出入国在留管理局に対し、死亡に至る経緯や名古屋局側の対応状況等に係る正確な事実関係を速やかに調査するよう指示がなされた。

これを受け、出入国在留管理局は、出入国管理部長を責任者として、本庁職員（検察官の身分を有する者を含む。）による調査チームを発足させ、本件の調査を開始した。

また、出入国在留管理局は、令和3年3月16日、法務大臣から、本件の調査について客観性・公平性を担保するため、外部の第三者を調査に加えるよう指示を受けた。

そこで、出入国在留管理局においては、入国者収容所等視察委員会の現委員又は元委員である学識経験者、法曹関係者、医療関係者、NGO関係者、入管施設地域住民からそれぞれ1名ずつ、合計5名の方々に調査に加わっていただくことを依頼するとともに、医療記録を含む関係記録の一部を交付し、かつ、それ以外の記録も必要に応じて追加交付する前提の下に、御検討を開始していただいたところである。

2 今回の中間報告の趣旨

調査チームは、医療記録を含む関係記録の収集、精査及び分析を行うとともに、現地である名古屋局に赴くなどして、名古屋局内診療室（以下「庁内診療室」という。）の医師や看護師、名古屋局の幹部及び収容施設の関係職員、外部病院の医師のほか、Aと度々面会していた支援者から聞き取りを行うなどの調査を進めてきた。

これにより、死亡に至る客観的な診療経過等の事実関係については相当程度の解明に至ったが、Aの死因は、司法解剖を実施した解剖医による鑑定が継続中であり、その結果の判明時期等は、捜査機関の活動内容に関わる事柄であるため出入国在留管理局として把握することが困難である状況において、死因を踏まえて調査を完了するには、なおある程度の期間を要する可能性を否定でき

ない。

他方で、本件に関しては、日本国内及びAの本國であるスリランカで多くの報道がなされ、国会審議や報道等を通じて死亡に至る経緯に関する具体的説明が強く求められていることに鑑み、これまでの調査により判明している限度で、Aの健康状態の推移や診療経過などの事実経過をこの段階である程度まとまった形で明らかにすることが相当であると考える。

本中間報告は、以上のような理由により、中間的な調査状況の報告として取りまとめたものであり、今後の調査の進展に応じて更なる事実が判明するなどの余地もあり得ることを付言する。

なお、本中間報告には、Aのプライバシーに関する情報が含まれているが、前記のとおり、本件に関しては国会審議や報道等を通じて死亡に至る経緯に関する具体的説明が強く求められていることに加え、在日スリランカ大使館からも、Aの御遺族からの要望を踏まえ、本件に係る公正な調査の実施及び詳しい調査結果の共有が求められたところである。

このような本件を巡る状況に鑑み、出入国在留管理局としては、公益上の観点から、Aのプライバシーに関する情報も含めて事実経過を明らかにすることが相当であると考え、こうした事実経過を明らかにすることについて在日スリランカ大使館の御了承を得た上で、本中間報告に至ったものである。

第2 事実経過

1 収容に至る経緯等

(1) 入国から不法残留に至る経緯

Aは、死亡当時30歳代のスリランカ国籍の女性であり、平成29年6月29日にスリランカから本邦に入国した。入国情時の在留資格は「留学」、在留期間は1年3ヶ月であった。

前記在留資格によるAの所属機関は千葉県内の日本語学校であったが、同学校は、平成30年6月25日にAの受け入れを終了し、同月28日、入管局に対し、その届出をした。

Aは、前記在留資格による在留期限が切迫していた平成30年9月21日、難民認定申請を行い、同年10月15日、同申請に伴う「特定活動」への在留資格変更を許可された（在留期間2ヶ月、就労不可）。

Aは、平成30年12月13日、在留期間更新許可申請を行ったが、平成31年1月22日、同申請について、難民条約上の迫害事由に明らかに該当しない事情を主張して難民認定申請を行っているため在留期間の更新を適当と認めるに足りる相当の理由が認められないとの理由で在留期間更新不許可の処分がされたことにより、在留資格を失うこととなり、スリランカへの帰